

年金改革の国際比較—日本は何を学べるか

石光 真

平成17年11月30日受付

【要旨】 年金改革の目的は、賦課方式による過去の過大な給付で発生した年金純債務を分離・顕在化して今後の発散を防ぐとともに、その利払い・償還の負担に関する透明性の高いルールを確立することである。将来拠出対応部分についてバランスシートを均衡させるのはさして困難なことではない。問題は過去拠出対応部分を有期で償還する負担増の開始期と終期の確定である。

先進国各国の年金改革は、賦課方式年金本体のスリム化を本格化させるために、その他の老後資金（税財源、企業年金等）を充実しつつある段階であるが、上記のルール確定には程遠い。過去債務を国民に説明し、その償還（積立方式移行）に向けた各世代の負担について案を示して論議を求めることが真のディスクロージャーであり、年金制度への信頼性を回復する最も説得力のある方法である。

1. 年金純債務の存在

賦課方式の年金制度における保険料率は、従属率と代替率の積である。従属率は受給者数／抛出者数、代替率は受給額／賃金額である。少子化や高齢化が進んだり、年金受給開始が早くなったりすると、抛出者が減り、受給者が増えて従属率が上がる。給付に比べて賃金が伸び悩むことも代替率を上げ、保険料率を上げる。等号を成り立たせるためには年金制度内部では受給額を下げる、保険料率を上げる、正規年金支給開始年齢・早期退職可能年齢を引き上げる、などの措置が必要になる。

この等号が成り立つことは、積立金が増減しないことである。現在の日本の厚生年金はこの等式すら成り立たなくなつて積立金を取り崩しているが、もし等号が成り立っても、それは一時点内における現金予算制約が満たされているに過ぎない。

t 期における若年世代の抛出を τw_t とすると、社会保険庁には τw_t を受け取った瞬間、 t 期の若年世代が退職する $t+1$ 期に p_{t+1} の年金を給付する支払債務が発生する。 $t+1$ 期の期首に立って見ると、過去の年金保険料徴収によって発生した、将来払わなければならない支払債務である。これを年金債務と呼び、年金債務 (= 積立必要額) から積立金を差し引いた額を年金純債務 (= 積立不足) と呼ぶ。たとえ t 期の現金収支が黒字でも、積立金が年金債務を下回っていれば積立不足であり、通時の (過去から年金を給付する将来までを合計した) 予算制約では赤字である。やがてはいずれかの世代が負担しなければならない。

2. 年金純債務をどの世代が負担するか

年金純債務は、すでに死亡した退職者の純受給額、退職者の過去の純受給額、将来の純受給額、現役労働者の将来の純受給額の合計、つまりは過去の過大な給付のツケである¹。年金純債務は過去抛出対応部分と将来抛出対応部分に分けることができるし、分けて考えることが必要である。高山憲之氏の計算によると、過去抛出対応部分は厚生年金で420兆円、国民年金で50兆円の債務超過、将来抛出対応部分は平成16年度財政再計算により、厚生年金で420兆円の資産超過、国民年金で40兆円の資金超過である²。これは、パラメーターが政府の予想通りならば、今回の年金改革で通時の赤字、年金純債務がほぼ解消したことを意味する。

ではパラメーターが政府の予想通りならば問題は解決したのだろうか。していない。受給者と負担者が異なるので、世代間の不公平が生じている。過去の過大な給付のツケを将来の世代が払うからである。今回の改革案では負担をゆっくり引き上げることにより、若い人ほど引き上げられた保険料を払う期間が長くなるのでなおさら世代間に負担の不公平が生じる。

さればとて、すでに死んでしまった過去の受給者の墓に年金を返せと迫るわけにはいかない。将来抛出分については保険数理的にフェアな (バランスシートが均衡した) 状態で設計した上で、過

去に発生した年金純債務（積立不足）を分離した形で顕在化させ、説得力のある負担配分のルールを確立するしかない。

八田・小口（1999）は、ただちに積立方式に移行して保険料をバランスシート上の収支均衡水準まで引き上げ、年金純債務は国債扱いし、利子プラス・アルファを一般会計から補填することを提案している³。麻生良文氏は、利子だけを支払うのでは年金純債務の発散を防ぐだけで賦課方式維持と変わりなく（賦課方式であることにより収益率の低さ＝暗黙の租税が発生するから、後述）、プラス・アルファを負担して年金純債務を有期に償還することが真の積立方式移行であることを移行期のシミュレーション分析で示した⁴。

問題は年金純債務をどの世代が負担するか、である。過少な負担を続けることによって年金純債務の発散を許して破綻するのか、発散させずに債務を無期に先送りするのか、有期に償還するのか、有期に償還する場合はいつから負担増を始めて何世代に負担を散らすのか、である。

3. 第一世代利得の存在

次に、年金制度による世代間移転を重複世代モデルで示す⁵。年金制度からの純受給は現在価値還元した受給と拠出との差額

$$\Delta_t = \frac{p_{t+1}}{1+r_{t+1}} - \tau w_t$$

で示される（ w :現役時の賃金、 r :市場利子率、 p :年金給付、 τ :年金拠出率（一定）、 t :期）。

積立方式では内部収益率は市場利子率に等しい（ $p_{t+1} = (1+r_{t+1})\tau w_t$ ）ので $\Delta_t = 0$ となり、私的貯蓄と等価になる。

賦課方式の場合、内部収益率は

$$\frac{N_{t+1}}{N_t} \frac{w_{t+1}}{w_t} = (1+n_{t+1})(1+g_{t+1}) = M_{t+1}G_{t+1} \quad (\text{第1世代と最終世代を除く})$$

（ n :人口成長率、 g :賃金上昇率、 M :人口成長率+1、 G :賃金上昇率+1）になる。

各世代への純給付は

$$\text{第1世代への純給付} \quad \Delta_0 = \tau w_0 \frac{G_{t+1} M_{t+1}}{R_{t+1}} > 0 \quad (\text{第1世代利得})$$

$$\text{中間世代への純給付} \quad \Delta_t = \tau w_0 \left[\frac{G_{t+1} M_{t+1}}{R_{t+1}} - 1 \right] \geq 0 \text{ or } \leq 0$$

$$\text{賦課方式の最終世代への純給付} \quad \Delta_T = -\tau w_T < 0 \quad (\text{積立方式への移行費用})$$

になる。

第2世代以降への純給付は、 $r > g + n$ を仮定すると純増税である。この増税額は、無限の将来

まで割引現在価値を合計して初めて第1世代給付と等しくなる。移行期の現役世代に負担（いわゆる二重の負担）が生じるのは賦課方式を有期で終了するためである。賦課方式は第1世代利得のコストを引きずり続ける収益率の低い制度である⁶。賦課方式のcoverage（強制または任意の加入対象層）を拡大することも第1世代利得を新たに生じさせることになる。

年金純債務の非発散を目指すことは必ずしも積立方式への移行を意味しない。賦課方式の形式を維持しながらでも、非発散条件を充たす水準まで保険料率の引上げを即時実行して料率を固定することができれば、今後の拠出に関しては世代間不公平をなくすることができる。既裁定受給額を削減することができれば、年金債務そのものを減らすことができる。非発散よりさらに厳しい料率を課すことができれば、その厳しさに応じたスピードで年金純債務の償還を行うことができる。

政府が年金純債務を意識すれば、不利な人口構成のもとでも賦課方式の形式の維持は可能である。公的年金の世代間不公平の問題は、本質的には、生じてしまった年金純債務をどの世代に負担させるか、という問題であり、形式的な賦課方式か積立方式かという二者択一に収束するわけではない。

しかし賦課方式は、

- (1) 上述のようにもともと収益率の低い制度である。人口成長率が低い国、マイナスの国ではなおさらである。
- (2) 資本蓄積を阻害することによっても将来世代に負担を先送りする。
- (3) 明示的にはフローの予算制約しか持たないために、特に現金主義の官庁会計的な発想や、ブキャナンの言う赤字財政を生む民主主義の政治経済学と結びついた場合、異時点間無規範に陥って年金純債務の発散を招く危険性が高い。

従って、積立方式に移行することが望ましい。問題は過去に発生した年金純債務をどの世代がどうやって負担するかである。方法はスリム化（給付削減）や国庫負担の増加だが、後者は財源が所得税ならば保険料引上げと等しく、消費税ならば高齢者にも負担を負わせることになる。

4. 積立方式導入の例

賦課方式を廃止して積立方式の強制年金に移行した国は、チリ（10%、1981～）、ボリビア（10%、1997～）、メキシコ（本人1.125%使用者5.2%国2.2%、1997～）、カザフ（10%、1998～）などで、賦課方式を廃止はしていないけれども強制積立年金を導入した国はスウェーデン（2→2.5%、1994～）、ウルグアイ（12.27%、1996～）、ハンガリー（6%、1998～）、ポーランド（9%、1999～）、ラトビア（最終10%、2001～）などである⁷。チリはシカゴ学派の影響、チリ以外の中南米諸国はチリの影響、東欧諸国は社会主義体制崩壊の影響、後2者に共通して世界銀行の指導が指摘されている⁸。

このように、公的年金制度の中に積立方式を本格的に導入した国は、中南米か東欧（カザフを含

む)に限られる。東欧を除くヨーロッパ、北米、大洋州、日本などでは積立方式への移行は不可能なのだろうか。

5. アメリカへの積立方式導入案

アメリカの公的年金制度は1883年以来大きな改革を経てきていない。しかし日本やヨーロッパよりは遅れるとはいえ、少子高齢化はアメリカにも訪れるし、年金純債務も累積している。本節ではKotlikoff & Burns (2004)で提案された年金改革案を紹介する⁹。

個人保障制度 (PSS)

- ① 社会保障年金受給予定額を凍結し、拠出による年金額積み増しはもう行わない。
- ② 現在の退職者と労働者は、既拠出分に対応する社会保障年金だけを受給する。
- ③ 社会保障年金の保険税拠出を打ち切り、代わりにPSS勘定への強制的拠出（保険税と同額）を導入する。
- ④ 旧制度で約束した退職年金の支給に充てるため、連邦小売売上税を新設する。
- ⑤ 労働者のPSS積立拠出は配偶者と半々に分割する。
- ⑥ 障害者・失業者のPSS積立拠出は政府が代行する。
- ⑦ PSS積立拠出には政府が累進的に（低所得者に手厚く）補助をする。
- ⑧ PSS積立残高はすべて株・債券・不動産対象の単一の国際インデックスファンドに投資する。
- ⑨ 労働者がPSS積立に拠出した元本の実質値を政府が保証する。
- ⑩ 労働者のPSS積立ファンドは57歳から67歳までの間に徐々に売却され、物価スライドつきの年金に転換される。
- ⑪ 労働者が67歳までに死ぬと、PSS積立残高は相続人のPSS勘定に移転する。

補足すると、①、②、③既存年金への保険税の拠出とそれに対応する受給権の積増しを直ちに停止し（賦課方式の即時凍結）、③政府が市場で運用するインデックスファンドへの拠出（現行保険税と同率の12.4%）で自らの老後の給付を賄い（積立方式の即時導入）、④既に拠出した分に対応する給付は連邦小売売上税の新設（当初12%、以後漸減）で賄う（年金純債務を間接税増税で償却）。⑤⑥⑦女性、障害者、失業者に配慮しながら全国民が同額のPSS資産を持てるようにする。⑧徹底した分散投資で⑨元本割れを回避する。⑩管財官が10年間毎日小出しに売ることによって売却価格の変動を均し、売却代金はもっぱらインフレ・インデックス長期国債に替えておき、当該世代の平均余命と頭数で割り、（少額の変動準備金を残して）62歳から年金を支給する。

Kotlikoff & Burnsのこの案は、民主党向けには弱者保護を売りにして採択の可能性を高めようとしているために、「2%強制拠出の積立方式個人勘定を導入すれば金利のほうが高いから年金の収支は大幅に改善する」という1997年のFeldstein提案などに比べると複雑だが、基本的には所得分

配機能を持つアメリカの現行の社会保障年金の諸問題を解決しつつ積立方式に移行するものとなっている。

この案では、既裁定年金には手をつけずに、旧年金の受給者がいなくなる45年後には7.2兆円の年金純債務を償却し終わって完全積立方式に移行する。アメリカではベビーブームが1945年から1965年にかけて長く続いたため、1947～1949年生まれの団塊の世代がまもなく引退する日本とは高齢化の速さと激しさが異なる。従って7.2兆ドルの年金純債務は国民一人あたりでは日本の600兆円の半分強である。元の制度がやや異なるが、給付は同程度だと考えて、仮に日本で同様の移行を45年で行うとすると、消費税を当初12%の倍近く引き上げる必要がある。しかし移行期間を伸ばすならば（賦課方式から積立方式への移行をこの案のように1期で行ってしまうのではなく、数期に分散するならば）、移行期の負担は十分耐えられるはずである。公的年金の積立方式への全面移行は日米独のような先進国でも技術的には可能である。

消費税を引き上げる場合は、移行期の高齢者にも過去債務償還の負担を求めることになる。人口の多いベビーブーマーに負担を求めることは、過去債務の償還を早めるという意味では望ましい。問題はその合意が得られるかどうかである。

6. 各国の年金改革と日本への教訓

公的年金が存在する意味は、長生きによって個人の貯蓄が涸渇するリスクに対する保険機能を、任意加入の年金保険では逆選択が生ずるので、強制加入によって果たしていることである¹⁰。代替率の高さ、加入対象層の広さ（制度分立の程度）、所得再分配の組み込み方によって設計は多様でありうるが、存在意義が保険機能にあるので、設計は保険料を財源とした、保険数理的にフェアなものとするべきである。

日本の公的年金の主要な問題点は、(1)年金純債務の累積による負担と給付の世代間不公平、(2)国民年金や厚生年金の空洞化、(3)積立金運用である¹¹。

最大の問題である(1)については積立方式の全面的導入（Kotlikoff & Burns案等）が最善の解決策であり、部分的導入（スウェーデン、ドイツ等）がそれへのわずかな接近である。

(2)については、2階建ての建前を取りながら、実際は被用者年金と自営業者年金の2軒屋（共済年金を厚生年金と別に数えると3軒家）のままで、2軒をつなぐ基礎年金拠出金制度が空洞化を加速しているのが現状である。未納の問題は積立方式に移行すれば解決する。

(3)については日本と同じ修正積立方式のアメリカでブッシュ現大統領が採用した国債原則主義に学べる。積立方式に全面移行する場合の制度設計、管理費、手数料の問題については、金融市場の整備による金融商品開発や、政策に関する一層の研究や議論が必要だが、解決不可能な課題ではない。

以下、各国の年金制度と年金改革を簡単に見ながら日本での諸論点に関する教訓を探る。

6.1. イギリスの年金改革

(1) 給付削減

ベヴァリッジ報告を受けて1948年に定額保険料、定額給付、全国民対象の基礎年金が創設されたが、給付が低水準なので1961年には被用者対象の所得比例型年金との2階建てになった。所得比例型年金（1961年段階別年金→1978年SERPS→2002年S2P）は1980年、サッチャー政権下で賃金スライドから物価スライドに移行し、1988年、代替率を25%から20%に引き下げた。ここまで所得代替率が低い上に、普及率の高い企業年金（代替率1/3～2/3）に移る適用除外（contract out）が認められている。2001年からステークホルダー年金外（確定拠出の個人年金）が実施されている。

(2) 公的年金以外の収入確保

賦課方式の公的年金本体はスリム化が完了している上に、人口構成が比較的若いので、財源問題は小さい。むしろ高齢者の生活保障が問題になるが、税財源の生活保障（1999年最低所得保障MIG資産調査あり→2003年ペンションクレジット所得制限のみ）、就労促進、企業年金の普及を対策としている。

(3) 賦課方式の財源問題をなし崩し的に解消

スリムな所得比例型年金本体が積立方式でないことを唯一の例外として、市場原理重視の極北である。企業年金の解散が続き、高齢化と少子化が顕著な日本とは金融市場の現状と人口構成が異なるし、膨大な年金純債務をすでにかかえている日本では給付をどんなにスリム化しても問題がなしくずし的に解消するわけではないが、イギリスの現状は年金財源問題が解決した姿を示してくれている。低水準とは言え定額給付の基礎年金が1階部分にあることが、所得比例年金スリム化の足回りを軽くしてきたのかもしれない。

6.2. ドイツの年金改革

(1) 給付抑制

賦課方式創設後最初の本格的改革である1992年改革で賃金スライドをグロスからネットに移行することで給付の抑制を始めたが、統一で東ドイツへの給付負担が生じたために実施早々見直しが必要になった。2001年改革でリースター年金を導入したのは、賦課方式の給付削減に対する補完措置であったが、加入が伸び悩んでいる（ドイツでは企業年金もイギリスに比べて未発達である。公的年金の代替率が高かったためであろう）。2003年リュルupp委員会答申を受けた2004年改革では、給付スライドに持続性要因という、高齢化が進むと自動的に増加する給付抑制変数を導入した。支給開始年齢の65歳から67歳への引き上げは今回は見送られた。「平均年金水準の賃金代替率が46%

(現在52.6%)を下回らないようにする」という目標については、夫婦子供2人45年拋出の「モデル年金」(代替率現在67%)よりも受給者の実態を表す「平均年金水準」という指標を採用したことが評価できる。年金課税が2005年から2040年にかけて拋出ベースから給付ベースに移行することは、拋出抑制による給付抑制と等価である。

(2) 保険料率抑制

保険料については、すでに20%近い保険料率(毎年の再計算で19%台を上下している)を2020年で20%に抑えるというのが2001年改革の目標である。高い代替率の中ですでに高負担が受認されている現状を前提とした拋出抑制策であって、日本でこれから20%に引き上げていいという例にはならない。ドイツの高い社会保険料負担は産業立地としての競争力を低下させているだけでなく、特に50台の失業者が年金を早期受給することから、高い失業率と悪循環を繰り返してきている。

(3) 加入対象の分立と拡大

公的年金(法定年金GRV)の加入対象は、鉱山労働者、ブルーカラー、ホワイトカラー、自営業者の制度が職能別に分立している。自営業者等の年金は対象層を順次拡大してきたが、日本のように自営業者の勘定に会社員の拋出が回るということはない。官吏の年金は裁判官、議員、軍人と同じく無拋出税財源である。法定年金への統合論もあるが、日本の共済年金よりも画然と別扱いを受けている。

ちなみに保険料財源の法定年金は低所得者には最初から加入資格を与えておらず、自営業者の年金も地域ではなく職域を基盤としているので、国民年金空洞化問題はドイツには存在しないが、雇用関係を委託関係に擬制して被用者年金の保険料負担を逃れようとする、厚生年金空洞化に類似した問題は存在し、ドイツ政府は強制加入対象を実質的従属労働にも及ぼして捕捉につとめてきた。

(4) 国庫負担拡大

国庫負担率は、2001年改革で環境税の増税分が年金財源に投入されたことにより、賃金や保険料に応じて2割程度から3割程度に上昇してきた。リースター年金にも、所得や家族数に応じて国庫補助が行なわれている。低所得高齢者に対する最低保障制度(税財源、所得調査のみ)も創設された。

1998年に社民党とともに政権政党になった緑の党は従来、税財源の基礎年金を政策としてきた。ガソリン税の投入は環境保護政党でもある緑の党の主張を大きく反映している。最低保障制度は公的扶助ではあるが、保険者がかかわり、最低保障年金としての性質を持つ。間接税率の高いドイツでは、国庫負担の拡大はそれだけ現在の高齢者の負担を意味する。

6.3. スウェーデンの年金改革

スウェーデンの1999年年金改革は、1991年から超党派のワーキンググループができてから調整

を繰り返し、8年の時間をかけて実現した。ドイツや日本で進行中の改革と同じ賦課方式年金のスリム化を、強制力のある、周到でスマートな形に制度化したものに、2.5%の強制積立部分が加わったものである。その内容は以下の通りである。

(1) 年金体系（国庫負担の低所得層への集中）

基礎年金（FP）の上に賦課方式・確定給付・所得比例のATPと、逆台形の税財源の特別年金STPが乗ってきた旧制度が、1999年改革による新制度では税財源年金が低所得者向け・逆台形の最低保障年金に整理されて1階建てになった。

(2) 概念的確定拠出（給付抑制）

保険料16%の賦課方式所得比例部分の給付方式に「賃金上昇率を見なし運用利回りとして個人勘定で年金総額を決め、受給時の平均余命で割って年額を決める」概念的確定拠出という新機軸を採用した。高齢化が進んだり賃金上昇率が下がったりした場合には給付抑制になる。

(3) 保険料の固定と自動調整メカニズム（給付抑制）

保険料を18.5%に固定し、人口成長率、経済成長率によって財政不均衡が生じた場合は給付水準を国会の議を経ずに自動的に調整する。

(4) 物価スライドから名目賃金スライドに移行 給付抑制

(5) 2.5%の強制積立方式部分を導入 給付抑制の補完措置

スウェーデンの合計特殊出生率は、90年代初頭に政策と不況による乱高下を経験した後、現在は回復しつつあるが、人口置換水準は下回っており、賦課方式が世代間不公平を拡大していることに変わりはない。スウェーデンの1999年年金改革は、賦課方式の持続可能性を高める改革としては、制度体系として最も完成されたものであるが、所得比例部分が概念的所得比例から積立方式に移行するのでない限り、年金財源問題の本質的解決にはならない。

日本の2004年年金改革は保険料固定、マクロ経済スライドにおいてスウェーデンの改革からヒントを得ている。しかしスウェーデンとは初発の条件が大きく異なるので、効果も異なる。

(1) 日本の2004年改革はこれから保険料を引き上げてからの固定であるので、年齢が上の世代ほど引き上げの負担が少ないまま退職し、若い世代ほど高負担の期間が長くなる。すでに高い料率を負担しているスウェーデンは即時固定なので保険料負担はもう増大しない。

(2) これから高齢化が急速に進み、合計特殊出生率1.29（2003年）の日本におけるマクロ経済スライドによる給付削減率は、1.57（2001年）ですでに高齢化しているスウェーデンにおける自動調整メカニズムによる給付削減よりも大きくなる可能性が高い。

(3) EUに属して近隣に高所得の輸出先を確保している豊かな小国であるスウェーデンと、市場化への政策の対応が遅れて苦しんでいる大国日本とでは経済の身軽さが異なる。

(4) 高福祉高負担やその対策への国民的同意ができていないスウェーデンと、潜在的高福祉・高負

担という現状への認識自体がまだ深まっていない日本とは大きく異なる。

日本がスウェーデンに学ぶべき点は、

- (1) 保険料2.5%の強制積立部分を公的年金体系の中に組み込んだ点。
- (2) 党派を超え、8年間かけて周到に準備した点。それだけ高福祉高負担の社会保障の今後に対する国民の危機感が強かったということであろう。
- (3) 擬似的な財源制度によるものとはいえ、支給予定額を毎年被保険者に告知することによって国民の年金制度に対する信認を確保しようとする努力である。

6.4. アメリカの年金改革

大不況の時代に賦課方式で出発したアメリカの公的年金であるOASDI（老齢・遺族・障害保険＝社会保障年金）は修正積立方式で、その起源からして所得再配分要素が大きい。イギリスとは大きく異なり、むしろ日本に近い。

少子化・高齢化の進展が日本やドイツより遅いが、それにも関わらず、ベビーブーム世代の退職を控えて巨額の年金純債務を抱えている点は第5節で触れた通りである。

レーガン政権の1983年年金改革は①支給開始年齢を67歳（2027年）に引上げ②保険料率を12.4%（1990年）に引上げ③高額所得者の年金課税を強化し、年金給付の財源にする、という内容だったが、以後大きな改革は実現していない。クリントン大統領の確定拠出・積立方式・個人年金勘定追加案は実現しなかった。ブッシュ大統領の近代化6原則（2001年5月）は①給付を変えない②社会保障税率（＝保険料率）を引き上げない③社会保障財政の黒字の流用禁止④社会保障基金の株式投資禁止⑤障害保険・遺族保険維持⑥401kのような社会保障個人勘定創設案が内容だが、政治課題のテロ対策やイラク戦争への移行で先送りされている。

修正積立方式の積立金の流用禁止や株式投資禁止は日本にとっても身につまされる規定であるし、部分積立の導入が進展すれば進歩であるが、いずれも公的年金本体の年金純債務問題への対策ではない。

7. まとめ

年金改革の目的は、賦課方式による過去の過大な給付で発生した年金純債務を分離・顕在化して今後の発散を防ぐとともに、その利払い・償還の負担に関する透明性の高いルールを確立することである。将来拠出対応部分についてバランスシートを均衡させるのはさして困難なことではない（日本ではすでに過剰に達成済みである）。問題は過去拠出対応部分を有期で償還する負担増の開始期と終期の確定である。

先進国各国の年金改革は、賦課方式年金本体のスリム化を本格化させるために、その他の老後資

金（税財源，企業年金等）を充実しつつある段階であるが，上記のルール確定には程遠い．各人が年金をいくら受給できるのかさえはっきりしない日本やアメリカに比べて，スウェーデンにおける給付予定額の告知は前進であるが，その額のマクロ的な算出根拠については説得力に欠ける．過去債務を国民に説明し，その償還（積立方式移行）に向けた各世代の負担について案を示して論議を求めることが真のディスクロージャーであり，年金制度への信頼性を回復する最も説得力のある方法ではなかろうか．

負担のプラン作りについては人口の年齢構成，階層構成，一般財政の状態，経済状態を勘案した研究が今後必要である．

* 日本財政学会第61回大会（2004年10月）では討論者の麻生良文氏，金子能宏氏から多くの有益なコメントを頂いた．

¹ 八田・小口（1999），73頁．

² 高山（2004）．

³ 八田・小口（1999），66頁．

⁴ 麻生（2003）．

⁵ Fenge（1997），S.29-33．

⁶ 麻生（2002），174頁．

⁷ Müller（2003），pp.49-50．

⁸ Orenstein（2003），p.185．

⁹ Kotlikoff & Burns（2003），pp.155-163．

¹⁰ 八田・小口（1999），10-14頁．

¹¹ 西沢（2003），第2章，第3章．

参考文献

Auerbach, Alan J., Laurence J. Kotlikoff, and Willi Leibfritz(eds), *Generational Accounting around the World*(National Bureau of Economic Research report), University of Chicago Press, 1999.

Fenge, Robert, *Effizienz der Alterssicherung*, Physica-Verlag, 1997.

Holzmann, Robert, Landis MacKellar, and Michal Rutkowski, "Accelerating the European Pension Reform Agenda: Need, Progress, and Conceptual Underpinnings", in Robert Holzmann, Mitchell Orenstein, and Michal Rutkowski (eds.), *Pension Reform in Europe: Process and Progress*, The World Bank, 2003, pp.1-45.

Kotlikoff, Laurence J. and Scott Burns, *The Coming Generational Storm : What You Need to Know about America's Economic Future*, The MIT Press, 2004. (邦訳：ローレンス・J・コトリコフ／スコット・バーンズ『破滅する未来』日本経済新聞社, 2005年)

Müller, Kathalina, "The Making of Pension Privatization in Latin America and Eastern Europe", in Robert Holzmann et al. (eds.), op. cit., pp.47-78.

Orenstein, Mitchell A., "Mapping the Diffusion of Pension Innovation", in Robert Holzmann et al. (eds.), op. cit., pp.171-193.

Steinmeyer, Heinz-Dietrich, "Das Verhältnis der Selbständigen zur staatlichen Versicherung und die Rolle privater Vorsorge(vom Kaiserreich bis in die Bundesrepublik), in Stefan Fisch und Ulrike Haerendel(hrsg.), *Geschichte und Gegenwart der Rentenversicherung in Deutschland: Beiträge zur Entstehung, Entwicklung und vergleichenden Einordnung der Alterssicherung im Sozialstaat*, Duncker & Humblot, 2000, S.209-223.

麻生良文「年金改革」, 齋藤慎・山本栄一・一圓光彌編『福祉財政論 福祉政策の課題と将来構想』有斐閣, 2002年, 171-189頁.

麻生良文「公的年金改革 積立方式への移行」日本財政学会第60回大会報告, 2003年10月.

石光真「ドイツの年金改革——賦課方式内の財源措置と積立方式への部分的移行」, 会津大学短期大学部『会津大学短期大学部研究年報』第58号, 2001年3月, pp.15-21.

石光真「ドイツ2001年年金改革の政治経済学」, 『日本財政学会第60回大会報告要旨集』2003年8月, pp.215-218.

高山憲之「厚生年金をバランスシートで斬る」, 『エコノミスト』2004.7.6号.

西沢和彦『年金大改革「先送り」はもう許されない』日本経済新聞社, 2003年.

西村淳「年金制度の国際比較 上」『週刊社会保障』No.2289, 2004年6月28日号, 54-57頁,
「年金制度の国際比較 下」『週刊社会保障』No.2290, 2004年7月5日号, 54-57頁.

八田達夫・小口登良『年金改革論 積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社, 1999年.